

議案第75号

川崎市余熱利用市民施設の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年3月16日提出

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる 公の施設の名称 及び所在地	指 定 管 理 者		指 定 期 間
	住 所	名称及び代表者名	
川崎市堤根余熱 利用市民施設 川崎市川崎区堤 根73番地1	東京都渋谷区 道玄坂一丁目 10番8号	東急スポーツオアシス・東急 コミュニティー共同事業体 代表者 株式会社東急スポーツオアシス 代表取締役 山岸 通庸 構成員 株式会社東急コミュニティー 代表取締役 木村 昌平	令和5年3月31日
川崎市王禅寺余 熱利用市民施設 川崎市麻生区王 禅寺1321番地	同	同	同

参考資料

1 東急スポーツオアシス・東急コミュニティー共同事業体の概要

代 表 者 株式会社東急スポーツオアシス

設 立 令和5年3月31日

資本の額 1億円

従業員数 362人

目 的 主に次の事業等を営むことを目的とする。

- (1) アスレチック施設・プール・テニスコート・ゴルフ練習場等のスポーツ施設及び温浴施設並びに宿泊施設の経営及び受託
- (2) 上記施設内での次の事業の経営及び受託
 - ア 喫茶店・レストランの経営
 - イ スポーツ用品店の経営
 - ウ サウナ風呂及びマッサージ業務営業所の経営
 - エ 酒・煙草の販売
 - オ エステティックサロンの経営
 - カ 整骨院、鍼灸マッサージ院の経営
 - キ 警備の請負及びその保障に関する事業
- (3) 一般旅行業
- (4) インターネット・カタログ等による通信販売
- (5) 食料品・健康器具及び健康に関する書籍等の販売
- (6) 前各号に関する調査・研究・企画等のコンサルティング業務
- (7) 前各号に附帯関連する一切の業務

事業実績	(1) 川崎市入江崎余熱利用プール指定管理者 (2) 大阪市立生野屋内プール指定管理者 (3) 大阪市立城東屋内プール指定管理者
構 成 員	株式会社東急コミュニティー
設 立	昭和45年4月8日
資本の額	16億5,380万円
従業員数	10,723人
目 的	主に次の事業等を営むことを目的とする。 (1) 土地建物の管理、賃貸、売買、仲介及びマンション管理業 (2) 家具、家庭用電気製品、電気照明器具、室内装飾用品、消火器具、食料品、衣料品、書籍、事務用品、日用雑貨等の販売及びあっせん (3) 酒類、米穀、煙草、印紙、切手、はがきの販売 (4) その他
事業実績	(1) 川崎市青少年の家指定管理者 (2) 川崎市民プラザ指定管理者

2 理 由

川崎市余熱利用市民施設の指定管理者である「東急スポーツオアシス・東急コミュニティー共同事業体」の代表者「株式会社東急スポーツオアシス」が、令和5年3月31日に新設分割によって新設される「株式会社東急スポーツオアシス」に事業承継することに伴い、代表者が変更となることから、指定管理者を再指定する必要性が生じたため。